

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 上里町 (都道府県: 埼玉県)  
 本事業の担当部局名 子育て共生課

事業メニュー	結婚_妊娠_出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	3_1_1 男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進				
個別事業名	男性の育児休業取得支援講座	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規		
実施期間	交付決定日	～	令和6年3月31日	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	25,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 当町においては、「上里町総合振興計画」の中で少子化対策について位置付けており、晩婚化・非婚化対策を中心に展開しつつ、「子ども・子育て支援事業計画」を制定して子育て支援の充実を図り、子育てしやすい環境の整備をもって少子化対策を総合的に実施してきたところである。 しかしながら、全国的少子化の動向は当町においても同様であり、年少人口や18歳未満のいる世帯数は年々減少傾向にあり、対策を講じる必要がある。  <本個別事業の位置づけ> 「上里町総合振興計画」においては、20ある基本目標のうち「3 子ども・子育て支援の充実」において、「地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを支え、育てる取組を推進」すること、「晩婚化・非婚化による少子化を抑制・緩和する対策の強化」を挙げている。また、具体的な取り組みとして、 ・母子保健事業等の推進 ・就学前教育・保育の充実 ・子育て支援の充実 ・ひとり親家庭への支援の充実 ・少子化対策の推進 を掲げている。 このうち、本町では子育て支援の充実として、経済面やサービス面で様々な支援事業を展開しているが、本個別事業はその一環として、男性の育児休業取得を促進するよう、セミナーを開催する。				
	(本個別事業における現状と課題)				
	(課題への対応) 具体的な取得方法、受けられる支援等の知識・情報を提供することはもとより、当事者である男性に対し、取得のメリット等を明確にする意識づけのための講座等も開催することで、取得促進を図る。また、一緒に講座に参加することで当事者同士につながりが生まれ、当事者が孤立しない環境の整備にもつながる。 さらに、企業側に対しても、本講座を当事者と一緒に参加していただくよう促すことで、意識啓発はもちろんのこと、当事者とより一体的に意識向上が図れる。またそれにより、「当事者・雇用者・行政」が三位一体となってこの課題に取り組むことができ、施策の効果上昇も図れる。				
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	セミナー・ワークショップの開催	男性の育児休業取得講座 ・5回程度の講座を実施。講師は専門家(弁護士・社会保険労務士等)等を検討。 ・企業側への参加呼びかけ。町の商工会議所等にもアプローチ。 ・座学やワークショップ、また育児の手技体験等を実施する。その際の講師は助産師・保健師等。 ・またこれを契機として、家庭での家事・育児に参加する意識改革や、そのための基本的スキルの習得も図れるようにする。 対象: 町内在住の男性(20代～50代を中心)及び各企業等の担当者 50名程度 対象者の選定方法: 一般公募		○
【次年度以降に向けた事業の方向性】 アンケートを活用し、当事者と企業側の意識変容の差異や共通点等を確認しつつ、セミナーの内容について検討を行い、より効果的に継続実施されるよう見直しを図る。					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】 大分県 イクボス・男性の子育て参画推進事業					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		1.25 (R6)	1.06 (R3)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.06 (R3)	
	婚姻件数	件		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	<アウトプット>			
	講座参加者数(延べ)	人	200	
	募集定員(50人×5回)に対する参加者の割合	%	80	
	<アウトカム>			
	講座に参加して「よかった」と感じた人の割合(満足度)	%	90	
	講座に参加して「取得しようと思った」「取得を推進しようと思った」人の割合	%	90	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	雇用者たる企業側の意識啓発も促進するため、町内の関係機関等にも積極的に周知し、また商工会議所等にも協力してもらいながら、企業側の参加者を確保する。			